

公立大学法人和歌山県立医科大学物品調達に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する物品について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上及び入札に係る透明性の向上を図るため、公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年制定。以下「法人要綱」という。）又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年制定。以下「県要綱」という。）に基づき、物品調達に係る条件付き一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）を行う場合の手続等に関し、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（平成18年4月1日和医大規則第8号。以下「会計規則」という。）及び公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「契約事務取扱規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、条件付き一般競争入札とは、次条に定める対象物品の調達について、第6条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に一般競争入札へ参加させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に物品の調達をする契約方法をいう。

(条件付き一般競争入札の対象物品)

第3条 条件付き一般競争入札の対象となる物品は、法人要綱又は県要綱の別表に掲げられた業務種目に係る物品のうち、公立大学法人和歌山県立医科大学の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年1月18日和医大規程第50号）が適用されるもの（同規程第3条の規定により定められた適用範囲のものをいう。）を除き、その予定価格が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、予定価格が次の表に掲げる額に達しないものについても対象とすることができるものとする。

種 別	予 定 価 格
物 品（医薬品・医療用材料（単価契約）を除く。）	300万円超4,000万円未満
医薬品・医療用材料（単価契約）	4,000万円未満
印 刷 物	400万円超4,000万円未満

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象物品であっても、条件付き一般競争入札以外の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が条件付き一般競争入札では見込めない、又は少数であると認められるとき。
- (2) 条件付き一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) その他契約の性質又は目的が条件付き一般競争入札に適しないと法人が認める場合

3 前2項の規定にかかわらず、会計規則第30条第3項第1号から第3号まで又は同条第4項の規定に該当する場合には、対象業務であっても、随意契約によることができる。

(条件付き一般競争入札への参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人要綱又は県要綱に基づく競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 和歌山県が定めた和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(令和7年制定)又は公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成22年制定)に基づく入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (4) 法人要綱又は県要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (5) その他法人が定める要件を満たしている者であること。

(条件付き一般競争入札の地域要件)

第5条 条件付き一般競争入札は、第4条に定める入札参加資格要件を満たす者のうち、和歌山県内に本店を有する者又は和歌山県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者を対象とする。ただし、入札参加者が5業者未満となることが見込まれるなど、理事長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(入札公告)

第6条 条件付き一般競争入札を実施するときは、法人ホームページへの掲載及び法人の掲示板への掲示により公告するものとする。

2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、次に掲げる事項について入札公告例(別記第1号様式)により行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する事項
- (2) 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札説明書等を交付する場所及び期間
- (5) 条件付き一般競争入札の場所及び日時等
- (6) 入札方法に関する事項
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 契約保証金に関する事項
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) 落札者の決定方法に関する事項
- (11) その他条件付き一般競争入札の手續に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として7日(公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年和医大規程第58号)第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」という。)を含む。)以上とする。

(仕様書等)

第7条 仕様書等の配付又は閲覧等については、原則として、入札公告の期間内に行うものとする。

る。

- 2 仕様書等の配付又は閲覧等を行うことができる期間は、入札公告の期間とする。
- 3 仕様書及びその他入札に関する事項についての質問は、書面により受け付けるものとし、原則として、入札公告の日から開札日の7日前（休日を除く。）までの間において、3日（休日を除く。）間以上の質問受付期間を設けるものとする。
- 4 前項の規定による質問に対し原則として、開札日の2日前（休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を法人のホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、担当者の口頭による回答のみとすることができる。

（入札の執行）

- 第8条 法人は、条件付き一般競争入札を行うときは、その条件付き一般競争入札に参加しようとする者に当該条件付き一般競争入札に係る物品調達の契約について見積もった入札書を作成させ、入札公告で定めた日時に法人へ提出（入札箱への投函をいう。）させるものとする。この場合において、法人は、郵送による入札書の提出を認めることができるものとする。
- 2 郵送により入札書を提出する場合には、調達案件の名称及び開札年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封するものとする。

（落札者の決定）

- 第9条 契約事務取扱規程第8条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積りをした者を落札者とする。ただし、契約事務取扱規程第19条、第20条又は第20条の2の規定に基づき落札者を決定する場合を除く。
- 2 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、法人は、落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

- 第10条 条件付き一般競争入札を行うときは、原則として、入札参加者が契約事務取扱規程第10条第1項第3号の規定に該当することを確認してその入札保証金の全部の納付を免除するものとする。
- 2 前条第1項に規定する落札者は、契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。
 - 3 前項の契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定の定めるところによる。なお、契約事務取扱規程第32条第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする場合は、契約保証金免除申請書（別記第2号様式）を落札決定後速やかに集中調達機関に提出しなければならない。
 - 4 前項の申請書について免除の要件を満たしていない場合は、受理しない。

（入札者がいない場合の措置）

- 第11条 条件付き一般競争入札に付した結果、入札した者がいないときは、原則として地域要件を設けず、全ての業者による入札に付すものとする。

（入札結果の公表）

第12条 条件付き一般競争入札の結果について、次に掲げる事項を法人ホームページへ掲載するとともに、法人での備付けの方法により公表するものとする。

- (1) 案件名称
- (2) 開札日時
- (3) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (4) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月24日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は令和8年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

入札公告

物品の調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（平成18年4月1日和医大規則第8号。以下「会計規則」という。）第30条第1項、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「契約事務取扱規程」という。）第6条及び公立大学法人和歌山県立医科大学物品調達に係る条件付き一般競争入札実施要領（平成22年制定）第6条の規定に基づき公告する。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○ ○ ○ ○

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び物品調達案件番号

年度調達案件番号 号

(2) 調達物品の名称及び数量

(3) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

年 月 日 ()

(5) 納入場所

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県が定めた和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査又は公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年制定）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する理事長の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「 」及び（又は）「 」に登録されている者であること。

(3) 県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

(4) 公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成22年制定）又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 公立大学法人和歌山県立医科大学が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 27 年制定）又は和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

(2) 期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年和医大規程第 58 号）第 3 条に規定する週休日、第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の 時 から 時 分まで

(3) 質問の期間

入札説明書等について質問がある者は、年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課 に対して、書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 の（1）に同じ。

(2) 期間

3 の（2）に同じ。

(3) 質問の期間

入札説明書等について質問がある者は、年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課 に対して、書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり。

5 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

イ 入札日時

年 月 日（ ） 時 分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札書を入れた封筒及び競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを外封筒に入れ、入札書が在中していることを明記して、書留郵便で 年 月 日（ ）午後5時00分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、契約事務取扱規程第10条の規定により免除する。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、会計規則第34条及び契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、法人より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 契約事務取扱規程第8条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ

を引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本学は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

イ 所在地

郵便番号

電話番号

ファクシミリ番号

(2) 契約書作成の要否

要

否

別記第2号様式（第7条関係）

契約保証金免除申請書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様
住 所
名称又は商号
代表者氏名

和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第32条第3号の規定により下記の契約に係る契約保証金の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、検収に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

物 品 名	
調達案件番号	
納 入 場 所	
納 入 期 限	年 月 日

2 法人・国（公団）・地方公共団体との契約実績

発 注 者	契約の物品名等	契 約 日	納 品 日	契 約 金 額

※過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を2件以上記載してください。

※上記を証明する資料として契約書の写し等を必ず添付してください。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札の場所及び日時等

(1) 入札場所及び日時

- ア 入札場所 和歌山市紀三井寺811-1
○○○○棟 ○○階 ○○○室
- イ 入札日時 年 月 日 () 午前 時 分から
- ウ 開札場所 アに同じ。
- エ 開札日時 イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県又は法人より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札書を入れた封筒及び競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを外封筒に入れ、入札書が在中していることを明記して、書留郵便で 年 月 日 () 午後5時00分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課へ必着するように行わなければならないこと。

(4) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、年 月 日 () から 年 月 日 () までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課に対して、書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

質問に対しては、原則として 年 月 日 () までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページへの掲載の方法及び備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 入札方法

(1) 契約希望金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等及び納入場所渡し等に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の○パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

6 書面による入札

(1) 入札は、入札書に入札する事項を記入して行う。

(2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（商号を含む。法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（商号を含む。法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）、調達案件番号及び「 年 月 日入札書在中」と記入しなければならないこと。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならないこと。
- (6) 郵便による入札については、（4）の入札書を入れた封筒と競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを、和歌山県立医科大学事務局 課あての外封筒に入れ、入札書が在中していることを明記して、書留郵便で郵送すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日 和医大規程第22号）第10条の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、それらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、（8）から（10）までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札

(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 開札をした場合において、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行う。それでもなお落札者がいない場合は、再々度の入札を行う。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、4の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

10 支払条件

納品を完了した物品について、当該落札者からの適法な支払い請求書を受理した日の翌月末までに、当該落札者にその代金を支払うものとする。

11 その他

(1) 当該調達契約に関する事務を担当する課室の名称及び所在地

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局 ○○○○課(室)

郵便番号 640-8509

和歌山市紀三井寺811-1

電話番号 073-441-

ファクシミリ番号 073-441-

(2) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要